

**「北京行動綱領・第23回国連特別総会成果文書の実
施状況に関する質問状への日本政府報告」に対する
新日本婦人の会のレポート**

2004年6月1日 新日本婦人の会

112-0002 東京都文京区小石川5-10-20 小石川MIビル
Tel 03-3814-9141 Fax 03-3814-9441
E-mail:njwa@shinfujin.gr.jp

新日本婦人の会は去る1月、「北京行動綱領・第23回国連特別総会成果文書の実施状況に関する質問状」に盛り込むべき内容について、日本政府に意見書を出した。しかし、4月末、国連に提出された日本政府報告書にはそれらが十分反映されていない。国連NGOの女性団体として私たちは、日本の実態と政府がとるべき課題が正確に反映されるよう、このレポートを作成した。

第1部：男女平等の促進及び女性のエンパワメントにおける成果と課題の概観

北京会議から10年、日本では男女共同参画社会基本法、女性への暴力防止の法律など、一定の法整備がおこなわれてきた。同時に、見すごせない問題がおきている。まず、今回の政府報告書で「男女平等」の用語が多用されているが、政府はこの用語を日本国内では使わず、「男女共同参画」におきかえ、しかも国連向けには「男女平等」と英訳するという、ごまかしをしている。さらに、以下のような重大な問題点が浮かびあがっている。

バブル経済崩壊後、日本の財界・政府は、国際競争力の強化をかかげ、あらゆる分野の規制緩和と「構造改革」路線を強力に推進している。この新自由主義的政策が、リストラ・失業、就職難、深夜まで働かされる安上がりのパート・派遣労働者の激増、年金・医療をはじめ社会保障の切り下げなど、国民生活を苦しめている。女性の経済的自立の土台は以前にもまして崩され、女性差別撤廃委員会からくりかえし指摘されている男女賃金格差等も改善されていない。しかも、男女共同参画政策の名で、女性労働者に対する時間外・休日・深夜労働規制の撤廃、増税などが強行されている。

被爆国であり、戦争放棄の憲法をもつ国でありながら、日本政府は、先制攻撃と核兵器使用戦略をかかげるアメリカに追随し、危険な政策をつよめている。戦後初めて海外の戦闘地域に陸海空自衛隊を派兵し、何の大義も道理もないイラク軍事占領に協力・加担している。日本政府は、アメリカといっしょに戦争する「国づくり、人づくり」めざして、軍備増強、有事法制化、憲法と教育基本法改悪をねらっているが、憲法9条を支持し、平和をねがう多くの女性や国民、侵略戦争の惨害をうけたアジア諸国民のつよい批判をうけている。政府報告書に平和への言及がないことも、偶然ではない。

この数年、日本では、ジェンダーの視点にもとづく教育や性教育、地方自治体の条例づくりなど、男女平等をめざすとりくみに対して、マスメディアや国会・地方議会などを利用したバックラッシュ（揺り戻し）がつよめられている。その担い手は、日本の過去の侵略戦争賛美、「従軍慰安婦」問題の抹殺、憲法改悪、古い家族制度復活をねらう勢力である。バックラッシュは、女性たちの運動や教育・自治体関係者らに大きな困難をもたらしているが、日本政府は毅然たる態度をとらず、今回の報告書でも一言もふれていない。

第2部：北京行動綱領の重大問題領域及び第23回国連特別総会で特定された更なるイニシアティブと行動の実施における進展

A. 女性と貧困

小泉内閣の3年間で、大企業の収益が急増する一方、勤労者の年収は43万円も落ち込

み、国民生活は依然として深刻な事態にある。国民の実質的な所得が増えなければ、日本経済が本当の回復に向かうことはない。しかし政府は、憲法違反のイラクへの自衛隊派兵をはじめとした軍事予算や米軍への思いやり予算、高速道路・ダム・空港・干拓事業など、むだな大型公共事業を優先した税金の使い方を、いまもつづけている。

母子家庭の収入は一般家庭の約3分の1にすぎず、たいへんな困難を抱えているにもかかわらず、政府は母子家庭の「自立の支援」と称して児童扶養手当を改悪した。また、女性と貧困に関しては、年金の実態をさけては語れないのに、政府報告はまったくふれていない。女性の受けとる年金の平均額は男性の6割～8割、国民年金では月3～4万円台が圧倒的であり、高齢女性は経済的に自立できない状態に置かれている。しかも政府は、いまでも低い年金給付額をさらに減らしつづけるという、年金大改悪法案を7割以上の国民の反対を押し切って強行した。

【とりくむべき課題】

- ◇税金の使い方を、国民生活最優先に抜本的に変えるべきである。
- ◇児童扶養手当や児童手当の拡充、母子家庭の母親への就労支援や生活できる賃金保障が必要である。
- ◇高齢女性をはじめ誰もが安心して生活できる年金制度の確立が緊急に求められる。そのためにも政府は改悪年金法の実施をやめ、すべての国民対象の最低保障年金を導入すべきである。
- ◇生活保護費の切り下げをやめるとともに、低所得者ほど負担が重い消費税増税計画は中止すべきである。

B. 女性の教育と訓練

政府報告はまったくふれていないが、教育の分野でのバックラッシュは放置できない事態にある。「従軍慰安婦」問題について、2000年4月から文部科学省の圧力で中学校歴史教科書すべてから「従軍」が抜け「慰安婦」のみの表現にされたが、さらにその後、「慰安婦」を扱っている教科書は1社のみとなった。文部科学省は一方で、侵略戦争賛美、「従軍慰安婦」問題の抹消や男女平等の流れを攻撃する「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書を検定合格させた。いま、多様な家族像や選択的夫婦別姓制度などを載せた高校の家庭科教科書が、「家族を崩壊させる」などとバックラッシュの標的にされている。

東京都では、都立の養護学校で保護者の理解・支援のもとにすすめられていた性教育を、一部都議会議員や右派メディア、都教育委員会が攻撃し、校長や教員らを処分する前代未聞の事件が起きている。また、中学生向け性教育冊子『思春期のためのラブ&ボディBOOK』に対して、「性交やピルを奨励する」などの大キャンペーンがおこなわれ、各地で回収される事態となった。これは、若い世代に性感染症や望まない妊娠が増えているなかで、性の「自己決定」とは何かを子どもたちに教える性教育の機会を文科省自身が奪ったことを意味する。

男女平等を真っ向から否定し、家父長的家族像を美化する「心の教育」講演会が各地の教育委員会の後援で開催されたことも問題である。文科省の外郭団体が発行した子育て支援パンフ（『基本のき』）は、性別役割分担意識をとりのぞき、男女平等の視点での子育て

に役立つものだが、不当な攻撃によって使用されなくなった。

この2月、国連子どもの権利委員会が日本政府への最終所見で、日本の子どもが“高度に競争的な教育制度によって成長発達がゆがめられている”旨の勧告とその是正をもとめるとともに、経済的な格差による教育への権利の不平等に懸念を表明していたことも、指摘したい。また、政府報告が進路・就職指導に関して、青年には安上がりのアルバイトや派遣、請負などの仕事しかない実態についてなんらふれていないことは、重大である。

初等・中等教育における女性管理職をみると、小学校長では17%台へと一定増加しているが、中学校・高等学校では、それぞれ4%台にとどまっている。国立女性教育会館が独立法人化されたことは、政府が「女性教育の振興を図り、男女共同参画社会形成の促進に資する」という自らの責任を放棄し、男女平等施策を後退させるものである。

「とりくむべき課題」

- ◇教育現場や子育てへのバックラッシュを、ただちにやめさせるべきである。
- ◇「戦争する国」への人づくり、一部エリートの育成をねらう教育基本法改悪の策動を中止すべきである。競争と管理の教育をやめ、子どもの発達と成長を基本にすえた教育制度に改善するとともに、高い教育費を抜本的に見直すべきである。
- ◇人権にもとづく性教育をカリキュラムに導入すべきである。
- ◇男女平等とジェンダーの視点で教科書や教材のなかの性差別表現などを見直すことが求められる。
- ◇教員の男女比率、とくに女性管理職が低い現状を抜本的に見直すべきである。
- ◇国立女性教育会館は、国の予算によって運営されるべきである。

C. 女性と健康

1997年に労働基準法の女性保護規定（時間外・休日・深夜労働の規制）が撤廃されて以降、働く女性の健康破壊が増大している。ある調査では、「過労による健康や生命への不安」があると答えた女性が55%にのぼる。保健所の統廃合や住民検診の縮小・廃止などで、家庭にいる女性の健康管理も不十分なものになっている。また、医療保険の改悪による負担増で、高齢者をはじめ、全国的に診療抑制がおこっている。

若い女性のエイズ感染者も増加している。政府報告は、バックラッシュによって、学校教育での性教育、若い世代の正しい性知識の学習が妨げられていることを記述していない。

不妊治療の保険適用など一定の前進はあったが、妊娠・出産、避妊などについてリプロダクティブ・ヘルス／ライツにもとづく支援が十分ではない。政府は自ら少子化対策をいながら、乳幼児医療費の無料化にも背を向けている。

【とりくむべき課題】

- ◇リプロダクティブ・ヘルス／ライツの立場に立った、生涯を通じた女性の健康支援の法的整備を早急におこなうべきである。
- ◇保健所の統廃合や住民検診の縮小・廃止をやめ、早期から人権にもとづく性教育、エイズをはじめ性感染症への知識や対策、更年期ケアなど、児童期から高齢期にいたるまできめこまかな健康相談や情報提供を全国規模でおこなうべきである。

- ◇健康保険本人負担3割を2割に戻すなど医療保険の改善が求められる。
- ◇妊産婦検診や避妊薬ピル、乳がんによる乳房再生形成手術などへの保険適用の早期実現が必要である。また、不妊治療の保険適用が、子どもを産むことの強要につながらないよう、啓蒙活動をおこなうことが不可欠である。
- ◇乳幼児医療費無料化を国の制度で確立すべきである。小児救急医療の拡充も必要である。

D. 女性にたいする暴力

2003年度、専門機関によせられた女性への暴力に関する相談は4万件をこえ、現在も増えつづけている。この5月、DV防止法が改正されたことは評価できる。改正法では、保護命令の申し立ての対象に「元配偶者」が、接近禁止命令の対象に「被害者の同伴する子ども」が加えられ、退去命令期間が2カ月に拡大されたが、被害者の安全や自立を支援するうえでまだ不十分である。公的シェルターの絶対数が少なく、民間シェルターへの運営費・人件費の補助がないなど問題も山積し、日本人と結婚した外国人女性に対するDV被害も深刻である。

施策推進に責任をもつべき閣僚や政治家が「集団レイプする人は元気があるからいい」等の女性べつ視発言をするなど、セクシャル・ハラスメント容認の土壌をつくり出している。セクハラを受けた女性が裁判に訴える件数も除々に増えてはいるが、被害女性が職場や学校をやめざるをえない例も少なくない。均等法によるセクハラ防止規定、「文部科学省におけるセクハラ防止等に関する規定」も配慮義務を課すのみで、法的拘束力は弱い。強姦罪などの性犯罪被害者が、告訴段階で警察官や裁判官からセカンドレイプを受ける場合も少なくない。

日本の「性産業」は10兆円産業といわれ、公然と女性の性を商品化し、性の搾取が横行している。タイやフィリピンから年間数万人の女性が入国し、被害にあっている。日本の刑法では、海外へ人を送り出す者は処罰されても、海外からの外国人女性のトラフィッキング（人身売買）を処罰する規定はなく、人身売買業者、性産業業者をきびしく取り締まる法律も不十分で、女性たちの救済措置がとられていない。

国連からもたびたび指摘されているにもかかわらず、日本政府が「従軍慰安婦」問題の解決を放棄し、被害者・国と国際社会への責任に背をむけている態度は許されない。

【とりくむべき課題】

- ◇女性への暴力は犯罪であり、相手の人権を著しく侵し、許されない行為であることを明確にし、幼少期から、その時期、段階にふさわしい内容での教育や啓蒙を広くおこなうべきである。警察官や裁判官などには特別の教育が求められる。
- ◇DV防止法を、加害者の定義に婚約者や恋人、元恋人、同居人などを含めること、暴力の定義に精神的、経済的暴力、性的暴力も含めること、保護命令を1年以内に拡大すること、接近禁止命令の対象を親や兄弟、姉妹、友人に拡大することなど、実効ある救済ができるものに、さらに改善することが求められる。
- ◇公的シェルターの増設、民間シェルターへの助成の増額、加害者・男性の更生のための本格的な教育プログラムなどの対策をおこなうことが必要である。
- ◇被害女性の自立を促進するために、財源をともなった国や地方自治体の支援をおこなう

べきである。外国人女性に対するDV被害に対しては、国籍や人種を問わず被害者救済を第一とした法整備が必要である。

- ◇セクシャル・ハラスメントに対して「罰則規定」を設けるなど、実効ある法整備と施策が必要である。
- ◇女性のみを処罰する現在の売春防止法を抜本的に改正すべきである。性犯罪の告訴期間（6カ月）の廃止、相対的に軽い強姦罪の刑罰見直しが必要である。
- ◇国際組織犯罪防止条約補足議定書にもとづいた国内法の整備を早急におこなうべきである。海外からの外国人女性のトラフィッキングにたいする処罰を設け、人身売買業者、性産業業者の取り締まりを強化する必要がある。
- ◇「従軍慰安婦」問題で、政府は誠意をもった謝罪や賠償、加害者処罰など、一日も早い解決に踏み出す必要がある。議員立法として提出されながら廃案になった「戦時性的強制被害者問題解決法案」の成立に努力すべきである。

E. 女性と武力紛争

日本政府報告では、平和を推進する国際機関等への貢献と、アフガニスタンの女性支援に関する懇談会についてしかふれていない。自らが加担するイラク戦争の泥沼化、アメリカの先制攻撃戦略がテロの危険を増大させているとの懸念が広がるなかで、平和憲法をもつ国として紛争を予防し、世界の平和を実現するために、どうイニシアティブを発揮するかについての表明が欠落している。また、北京+10にあたる2005年は、広島・長崎への原爆投下60周年、5月にはNPT再検討会議が予定されているが、被爆国政府として一言もないことは重大である。

日本国憲法は過去の侵略戦争への反省から、第9条で戦争を放棄し戦力の保持を禁止している。しかし日本政府は、同盟国としての応分の負担と役割をもとめるアメリカの要求に全面的に従い、戦争反対の国内外の世論に逆らって、「人道復興支援」の名目で戦地イラクへの自衛隊派兵を強行した。これは、国の最高法規である憲法を正面からふみにじる行為であり、いかなる理由でも正当化できない。政府はこれまでも憲法のもとでは存在し得ない有事法制を成立させるなど、憲法を踏みにじってきたが、小泉内閣のもとで、集団的自衛権の行使への障害である憲法の条文そのものの改変に着手しようとしている。国民、とりわけ女性の多数が9条の尊重をもとめている。9条の内容は、ハーグの平和市民会議で各国が従うべき模範とされるなど、紛争の平和的手段による解決をめざす国際的な流れに合致するものであり、ますます重要な意義を持っている。

同時に政府の動きのなかで見すごせないのは、アメリカのミサイル防衛計画への参加である。唯一の被爆国として、核使用を含むミサイル防衛計画に参加することは絶対に許されない。本来日本は、アメリカをはじめ核保有国に対して、「核兵器廃絶の明確な約束」の実行を強く迫る立場にある。国連憲章や国際法を無視し、先制攻撃戦略や独断で武力行使を行うユニラテラリズムにもとづく軍事戦略を策定・推進するアメリカこそ、世界の平和にとって障害であるとの認識が広がるなか、アメリカに無条件でしたがう日本政府は、ブッシュ政権とともに国際社会で孤立を深めている。

侵略戦争への反省という問題では、小泉首相が靖国神社を公式参拝し、アジアの人々の心を大きく傷つけている。これにたいして、日本各地で首相の靖国神社を憲法違反として

裁判に訴える動きが生まれ、04年4月、福岡地裁で違憲との画期的判決が出された。小泉首相・日本政府はこの判決を真摯に受け止め、閣僚も含めて靖国神社への参拝を中止すべきである。また、政府自らが国旗・国歌とはするが強制はしないとしてきた「日の丸・君が代」について、教育委員会が入学式や卒業式で強制し、従わない教員を処罰する動きがあいついでいる。これらはすべて日本を「戦争にする国」にしていく流れのなかでおこなわれている。この同じ勢力が、バックラッシュを推進していることも、再度、指摘しておきたい。

日本には首都・東京を含め全国に130を超える米軍基地が存在し、訓練にともなう騒音被害や事故、米軍兵士による住民、とくに女性への暴行事件はあとを断たない。とりわけ米軍専用施設の75%が集中する沖縄では、被害が深刻である。自治体の間に日米地位協定の見直しを求める動きが広がる一方で、アメリカは日本政府の協力のもと、基地の再編・強化をすすめている。また、ベトナム戦争や湾岸戦争時と同様、今回のイラク攻撃においても日本の米軍基地が出撃拠点の役割を果たしていることも、重大である。

【とりむべき課題】

- ◇いかなる国の侵略行為も許さず、国連憲章にもとづく平和の国際ルールの確立に力を尽くすべきである。
- ◇国連安保理1325決議を実行すべきである。
- ◇日本政府が被爆国として、核保有国が「核兵器廃絶の約束」を実行し、一日も早く世界から核兵器をなくすよう、イニシアティブを発揮すべきである。日本と世界の人びと、とりわけ若い世代に原爆被害の実相を知らせることが求められる。
- ◇軍縮への実効ある措置をとり、軍事費削減で教育・福祉・生活向上をはかるべきである。
- ◇日米地位協定を早急に改定し、米軍基地被害の防止・処罰の措置強化を求める。基地の縮小・撤去、さらに日米安保条約廃棄で非同盟・中立をめざすべきである。

F. 経済

小泉内閣は、総人件費抑制のために一部の正社員と大多数の非正規社員という雇用・労働政策をかかげる財界と一体となって、リストラ・解雇による失業や就職難、安上がりで劣悪な労働条件のパート・派遣などの不安定雇用を激増させ、労働者のくらしや社会保障の切りすてをすすめている。女性労働者の5割がパート・派遣労働であり、パートに占める女性の割合は7割にもおよび、男女の賃金格差は固定化されている。財界いいなりの政府は、パート労働条約をはじめ各種のILO条約を批准していない。政府報告にみるように、労働分野の政策はあいかわらず義務や罰則などのないガイドライン作成や指針改正ばかりである。

結婚・出産を機に解雇・退職勧奨されるという、雇用機会均等法違反も増えている。政府は仕事と家庭の両立をはかるとして、次世代育成支援対策推進法にもとづく事業主への「行動計画」策定を義務づけた。しかし、長時間過密労働やサービス残業（ただ働き）、経済的理由や職場への気兼ねから取得しにくい育児休業、保育所不足や低い児童手当、高い教育費など、子どもを産みたくても産めない、仕事と育児を両立できない現状への対策はとられず、日本政府に対する女性差別撤廃委員会からのきびしい勧告も生かされていない。

男女共同参画政策として「個人単位化」「性に中立な制度」と銘うった現在の雇用・税制・社会保障政策は、増税や社会保障の切りすての口実として利用され、女性の経済的自立や男女平等、エンパワーメントへの大きな障害となっていることを強く指摘する。

【とりくむべき課題】

- ◇リストラ支援や労働法制の改悪をやめ、解雇規制、失業対策、雇用創出に真剣にとりくむべきである。
- ◇男女雇用機会均等法に間接差別禁止・罰則規定をもりこみ、実効ある改正を求める。ILO111号条約（雇用差別撤廃に関する条約）を批准すべきである。
- ◇同一労働同一賃金の徹底、パート・派遣など非正規労働者を、安上がりの雇用として激増させる政策をやめ、賃金は正・均等待遇の実現のため、実効ある法改正と施策をとるべきである。パートの均等待遇をうたったILO175条約の批准を急ぐべきである
- ◇全国一律最低賃金制度の確立とILO94号条約（公的契約における労働条項に関する条約）の批准を求める。
- ◇男女ともに、時間外・深夜・休日労働を規制し、賃下げなしの労働時間短縮で雇用を拡大し、新卒女性、高齢女性、障害をもつ女性の仕事の確保と待遇改善が必要である。違法な不払い（サービス残業）をやめさせ、改善措置の徹底が必要である。
- ◇育児介護休業制度を、有期雇用労働者を含め、必要とするすべての女性と男性が積極的に取得できる制度への改善が急がれる。ヨーロッパと比べても格段に低い児童手当等子育ての経済的支援を抜本的に充実させるべきである。
- ◇外国人労働者に、労働基準法など国内法適用の遵守が求められる。
- ◇雇用保険、健康保険制度の改善をはかる必要がある。国民に負担増と給付切り下げを押しつけ、未納者を増やし、生活できない年金にする改悪法の実施をやめ、国民すべてに保障される全額国庫負担による個人単位の最低保障年金制度を導入すべきである。社会保障の財源の名による消費税増税計画をきっぱり中止すべきである。
- ◇農業や自営業の女性の労働を評価し、税制や健康保険制度を改正すべきである。

G. 権力及び意思決定における女性

政府は、自らが目標として提示した「2020年までに指導的地位に女性の占める割合を30%に」を実践するために、「女性のチャレンジ支援策」を推進するとしている。しかし、女性のチャレンジ支援策では、改善のための具体的な施策が示されていない。そのうえ、労働者の権利を奪い、劣悪な労働条件をおしつける有期労働契約や裁量労働制の導入を、女性のライフスタイルに応じて能力を発揮できる機会の拡大と美化するなど、支援策とは名ばかりのものとなっている。

日本の国会議員のなかで女性の占める割合は、7.3%（02年）と、諸外国と比べても著しく低く、国内の以前の比率よりも下がっている。女性議員が少ない原因には、「政治は男の仕事」との根強い性別役割分業意識や、巨額の選挙資金が必要であることなどがあげられる。さらに大きな問題は、小選挙区制の導入など選挙制度の改悪によって、女性の国会進出が困難にされていることであり、選挙制度見直しは急務である。あわせて、女性議員であればいいのではなく、憲法を守り生かす立場やジェンダーの視点をきちんともち、

政策決定等に生かせる女性政治家をふやすことが重要である。

国の審議委員の女性比率は高まってきたが、概して政府の意向にそった答申をおこなう機関となっており、委員の選定も特定の個人や団体に偏っている。一面的な選定基準を是正し、その分野での知識や経験の豊富な専門家、ひろく女性団体からの推薦や公募による採用など、ジェンダーの視点で、審議に参加できる委員をふやすことこそが重要である。国家公務員管理職に占める女性の比率を高めることは、政府自らの責任でできることであり、積極的措置をとるべきであるにもかかわらず、進展していない。それどころか、国立病院、国立大学などの独立法人化を強行し、国が負うべき公的責任を放棄し、営利本位の経営へと道をひらき、正規職員を減らしている。

【とりくむべき課題】

- ◇「2020年までに指導的地位に女性の占める割合を30%に」を実現するための具体的な施策をもち、官民管理職、議員、労働組合などでの積極的な女性の登用をすべきである。
- ◇女性の進出を阻み、民意が公平に反映されない小選挙区制をやめ、比例代表を中心とする選挙制度に抜本的に改正することを求める。企業・団体献金の禁止や政党助成金の廃止をすすめ、民主的な選挙制度を確立することが必要である。
- ◇独立法人化にともなう正規職員削減と不安定雇用の増大、賃金職員の解雇などの犠牲者の多くは女性であり、雇用を継続し、正規職員とすることを求める。

H. 女性の地位向上のための制度的な仕組

1999年の男女共同参画社会基本法制定後、多くの自治体でNGOなどの運動で男女共同参画推進条例がつくられ、その点での前進はあるが、担当部局に専任職員が少なく他部局との兼務が多い、予算が不足しているなど、課題も山積している。政府機構を見ても、内閣官房長官が男女共同参画推進本部長を兼任するなど、男女平等の視点をあらゆる政策分野の主流に置く機構となっていないのが現状である。また、ガイドラインは作成しても、法整備をおこなわないため拘束力のあるものにならず、調査や研究上の予算はつけても実践推進のための予算はないなど、男女平等を実質的に推進する体制になっていないことが、問題である。

さらに、政府が地方自治体に対して、男女共同参画推進条例に「ジェンダーフリー」の文言を使用しないよう指導、「日本の司法権の独立が侵される懸念がある」として女性差別撤廃条約選択議定書の批准をおこなわないなど、政府自身の姿勢が前進を阻んでいることは明瞭である。

【とりくむべき課題】

- ◇女性の地位向上を実質的に推進できる機構、予算、政策、制度など、抜本的なとりくみをすすめるべきである。
- ◇政府は、女性差別撤廃条約選択議定書の批准をただちにおこなうべきである。
- ◇NGOの果たす役割をいっそう重視し、政府見解等への意見表明や提言づくりのための十分な時間的保障や情報の公正な提供をおこなうべきである。また、政府との建設的な

討論の場を恒常的に保障するよう求める。

I. 女性と人権

女性の自立の基本である雇用をみると、間接差別は依然存在し、賃金は男性の6割にとどまっている。夫婦別姓問題や婚外子への差別などの法改正を求める声が高まっているが、政府・与党内の反対で棚上げにされ、女性の人権の確立は遅々としてすすんでいない。また、バックラッシュによって、性的役割分担を固定化するような条例がつくられた自治体も各地で生まれている。

政府報告にある介護保険制度は、年ねん上がる保険料、高い利用料、利用の可否は介護認定審査しだいなど、低所得者が多い高齢女性にとっては、特に問題の多い制度である。また、介護保険導入によって高齢者福祉施策が後退したことも、指摘したい。

【とりくむべき課題】

- ◇男女平等をうたう憲法や女性差別撤廃条約の理念、日本政府への女性差別撤廃委員会最終コメントがあらゆる法律につらぬかれるよう、法制上の見直しを急ぐべきである。
- ◇固定的な性別役割分担意識の是正のための積極的・系統的な広報・啓蒙、教育が求められる。この点でも、バックラッシュに毅然として対応する責任が政府にはある。
- ◇選択的夫婦別姓制度の導入や待婚年齢の男女差の是正、婚外子の平等待遇など、民法の改正をただちにおこなうべきである。
- ◇低所得者の介護保険料・利用料の減免・無料化をおこなうべきである。
- ◇障害をもつ女性に対する生活上の、また経済的な自立支援がいっそう必要である。アイヌや在日コリアンなど、マイノリティ女性の人権の確立、差別是正と共生への必要な施策をおこなうべきである。

J. 女性とメディア

性暴力シーンや過激な性描写の載った新聞・雑誌やマンガが販売され、広告やテレビ番組では、テーマや商品に関係なく女性が裸や水着姿になるなど性を売り物にしたり、女性が男性の補助的な役割になっている。近年、インターネットを使ってわいせつな情報や映像を流し、犯罪に利用されることもあるなど、新しいメディアの問題が現われている。また、新聞やテレビなどで「女、子ども相手」「女房役の」「男まさりの」「老女が」などの表現で、視聴者に与えるステレオタイプの女性像の影響は大きく、メディアは女性の多様な生き方や女性像がある現実を目を向けていない。メディアで働く女性が少ないこと、とくに意思決定に関与する職についている女性は1%にも満たないなど、この偏りがメディアの性差別を助長してきた一因である。

政府はメディアを使って、イラク派兵などの国策に反対する者に対し、「自己責任」論、「反日分子」発言などをくりかえし流した。NHKが「女性国際戦犯法廷」の放映番組を改ざんし、裁判で訴えられている事件は、日本軍の女性への性暴力を覆い隠し、国民の知る権利を奪う重大なものである。また、右派マスメディアがバックラッシュ勢力の足場となっている事実も、あらためて指摘したい。

【とりくむべき課題】

- ◇この分野はメディア自身がとりくむべき課題が多い。メディアにおける女性の人権尊重や女性表現のあり方を見直す指針や自主規制を設けることが求められる。
- ◇メディアに女性の参画を推進し、企画、制作、運営などで意思決定権をもつ女性を登用する必要がある。
- ◇視聴者や市民・NGOなどの意見が十分反映できるシステムを強化すべきである。
- ◇インターネットなどの新たなメディアを使っての人権侵害をゆるさないために、ルールの確立が求められる。

K. 女性と環境

むだな大規模開発による自然破壊やCO₂ 総量削減対策の遅れなど環境破壊は深刻である。ごみの減量化が世界的な流れになっているにもかかわらず、日本ではそれに逆行するような固形燃料（RDF）施設や広域大型焼却炉建設推進政策がすすめられている。

また、WTO協定やわが国の米政策大綱により、日本農業の自給率はカロリーベースで40%にしかならない。食料の輸入が拡大するなかやBSEや鳥インフルエンザの蔓延、輸入農産物のポストハーベストや食品添加物など食の安全にたいする不安も増している。

【とりくむべき課題】

- ◇環境施策にジェンダーの視点を反映させるために、その決定・参画にふさわしい比率で女性を加えることが必要である。
- ◇世界中の資源や食料を輸入・消費する現行の施策をあらため、日本国内の森林の保護・育成、農畜産物自給率の抜本向上をおこなう施策へと転換すべきである。
- ◇すべての製品について、つくった企業が責任をもつ拡大生産者責任の確立、ゴミの減量、分別、リサイクルの徹底で環境型社会へと国の施策を改めるべきである。広域大型焼却炉や固形燃料化（RDF）推進は中止すべきである。
- ◇大地震対策や災害対策を抜本的にあらため、災害に強い街づくり、原発の総点検や操業停止、自然エネルギーへの転換、企業や家庭からエネルギー浪費の見直しなどを政府はすすめるべきである。
- ◇消費者の安全を第一に考えた、BSEや鳥インフルエンザなどから食の安全を守る施策、食品添加物規制の強化をただちにおこなうべきである。

L. 女兒

児童買春・ポルノなどの犯罪につながる援助交際、出会い系サイトの被害が急増している。インターネット上での異性間の出会いによる事件の検挙数は、2002年度は1750件と3年間で17倍に増え、児童買春・ポルノ法違反が全体の約5割を占め、ほとんどが児童買春である。携帯電話の使用によるものが圧倒的に多く、被害者85%が女兒である。パソコン、携帯電話の普及により、犯罪に巻き込まれる女兒も低年齢化している。しかも、少女を処罰の対象にする「出会い系サイト規制法」によって、少女が逮捕される事件があいついでおり、“少女は保護の対象”という世界の流れにも逆行している。

女兒をとりまく環境悪化は黙認できない。ポルノビデオやポルノ雑誌がコンビニやレンタルショップで日用品とともに置かれている。また、少女の使用済み下着やおしっこまでもが商品として売られているブルセラショップは、インターネットで誰でも売買できる。

児童への虐待も急増し、5年間で4.5倍の2万4000件にのぼった。一方で、児童福祉司は1.5倍の増加にとどまっている。虐待者の多くが20代の母親であり、孤立した子育ての姿がうかがえる。

また、子どもへの性的虐待は、“沈黙の虐待”ともいわれほど被害者が訴えにくく、実態が十分明らかではないが、ある県の調査によると、虐待者の6割が父親で、その他、実兄、叔父、祖父ら近親者がほとんどである。母親の対応は、離婚や別居を一度は決意するが、その後、将来生活への不安から、子どもの放置、無視などにいたるケースもあり、被害者が受ける傷の深さは将来にわたり深刻である。

無国籍児童については、日本人の父親とアジアからの出稼ぎ女性との間に生まれ、認知されずに無国籍になっている子どもがふえるなど、医療、福祉、教育等の分野で無権利状態におかれている。

【とりくむべき課題】

- ◇児童買春・ポルノ処罰法ができた後も違反者数が増加していることから、実効性のある法改正が必要である。
- ◇援助交際や出会い系サイトなどの問題で、処罰すべきは買春者や業者であり、少女は処罰対象からはずすべきである。
- ◇女兒をターゲットにした商品の氾濫、はびこるセックス産業など、インターネット等を介したゆがんだ性情報への規制を早急にすべきである。
- ◇児童虐待および性的虐待をおこなった加害者への犯罪責任を明確にし、家庭、学校、地域、自治体で虐待防止のとりくみが必要である。特に社会福祉司など専門家の増員や保護施設の充実、被害者へのケアとともに加害者へのケアが重要である。
- ◇日本における買春容認の社会的風潮を克服するためにも、「子どもの権利条約」を社会全体に浸透させる必要がある。とくに幼児期から発達にみあった性教育や人権教育を推進し、性被害を受けた女兒へのケアを重視する必要がある。
- ◇無国籍児の実態を調査し、その解決のために急ぎ法的措置をとるべきである

第3部：制度的整備

男女共同参画社会基本法、基本計画、それにもとづく施策、そして今回の政府報告第3部には、次のような大きな問題点やごまかしがある。

- 一基本法は、女性団体が希望した誰にでもわかる「男女平等」の名称を使用せず、なじみが薄く説明のいる分かりにくい「男女共同参画」となった。男女平等の名称を採用しなかったのは、財界への配慮があったといわれている。
- 一女性たちの反対を押し切って、基本法の目的などに「社会経済情勢の変化に対応できる」との文言が入れられた。そのため、小泉内閣の新自由主義的「構造改革」路線が、そのまま持ち込まれる「根拠」となった。施策の進捗状況や影響調査などの報告書では、た

- 例えば、不安定雇用の増大も「多様でライフスタイルにあった働き方」であるかのように描かれ、賃金破壊や健康破壊のリアルな実態にはまったくふれていない。
- 一都道府県をはじめ地方公共団体が、女性や市民団体、研究者たちとの協力で制定し、あるいはしようとしている条例に対するバックラッシュがある事実にもふれていない。
 - 一NGOとの協力では一定の努力があるとはいえ、十分な時間確保や双方向での討論がないなど、諸外国とくらべ、かなり不十分である。
 - 一関係予算が9・5兆円計上されていることになっているが、その8割以上が一般財源の高齢者関係予算であり、数字のまやかしである。

【とりくむべき課題】

- ◇雇用・労働、社会保障などの分野で、憲法が保障する「国民の生存権、国の社会保障的義務」にもとづく法律改正、ILOの各種条約の批准を急ぐべきである。女性差別撤廃委員会や子どもの権利委員会からの日本政府への勧告等を真剣にうけとめ、ただちに民法改正や選択議定書批准、「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」の成立、教育分野における諸改革など、本格的な法的・制度的整備をすべきである。
- ◇女性差別撤廃条約や女性分野の国連会議の合意内容、子どもの権利条約など、女性や子ども、国民への周知徹底をはかるべきである。

第4部：主要な課題とそれに向けての行動

政府報告は、女性のチャレンジ支援を重視するとして、「再就職」「起業」「NPO」支援など新しい分野のみをあげ、すでにふれてきたような現役の女性労働者差別や困難、自営業や農業などの女性の実態からは目をそむけている。また、憲法9条をもつ国でありながら、今後の主要な課題に、平和の政策も核兵器廃絶の文言もない。

2月に公表された2020年頃までの男女共同参画社会の将来像骨子案は、“女性や国民の実態への認識を欠き、机上の空論になっている。平和への言及がなく、「公益意識を含んだ『美意識』、『公』を担うという価値観”など、ナショナリズムを喚起するような特異な表現が出てくる”など、多くの女性団体や研究者から顰蹙（ひんしゆく）を買った。

【とりくむべき課題】

- ◇日本のODA援助は、アメリカの世界戦略の補完的性格や役割から脱すべきである。援助先の女性や子ども、住民の生活や教育に直接役立つものに抜本的に見直すべきである。
- ◇日本政府は、男女平等、男女共同参画を真剣に促進するために、財界やアメリカいいなりの政策をやめて、憲法を守り生かすとともに批准した国際法遵守の立場から、各分野での法整備など抜本策をとるべきである。
- ◇国連第48回女性の地位委員会開催中（3月）におこなわれたNGO会議で2007年から2010年の間に第5回世界女性会議を開催する方向が検討されたが、その実現のために、日本政府を含め各国政府が努力することを求める。